

深川市の会議・行事等における新型コロナウイルス感染拡大予防の基本方針

令和2年4月1日施行 令和2年5月25日改正
深川市新型コロナウイルス感染症対策本部

深川市が主催する会議、行事及びイベント等の実施に際し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、国や北海道において示されている基本的対処方針をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における提言に基づき、当面の間、次のとおり取り扱うこととします。

1. 感染防止のための基本的な考え方

会議、行事及びイベント等について、次の「3つの条件」が重ならないように取り組むこととします。なお、3つの条件が回避できないと想定される場合には実施をしないこととします。

【重なると集団発生リスクが高くなる3つの条件】

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集空間（多くの人々が密集している）
- ③密接空間（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声をする）

2. 感染防止のための具体的な取り組み

会議、行事及びイベント等の実施にあたり、出席者及び参加者に対して、また会議等の招集や内容において次の感染拡大予防への対応を行います。

（1）参加者及び出席者への依頼事項

- ①体調を確認し、風邪（咳、微熱）等の症状がある場合は参加及び出席を控えていただくこと。
- ②会場に入る前後には手洗い等（受付時等に消毒用エタノールが確保できている場合は手指消毒など）を徹底していただくこと。
- ③人と人との間隔を空けるソーシャルディスタンスに心がけていただくこと。
- ④咳エチケットに心がけていただくとともに、発言等声を発する機会がある場合にはマスクをするなど飛沫感染を防いでいただくこと。

（2）会議及び行事等における配慮事項

- ①会議等の案内時に体調の確認と体調不良時の出席見合わせを呼びかけること。
- ②会場を設営する際には、受付から会場に至るまで人と人との間隔を空けるソーシャルディスタンスに心がけること。
- ③受付においてできるだけ手渡しをする資料を減らし、できるだけ会議等専用の手指消毒用エタノールを用意すること。
- ④出席者及び参加者が特定できるよう名簿を作成すること。

- ⑤室内で実施する場合には、こまめに会場の換気を行うこと。
- ⑥会議等の時間は、工夫しながらできるかぎり短縮化を図ること。
- ⑦咳エチケットを徹底するとともに、発言等の機会がある場合には、人と人との距離を空け、マスクをするなどにより飛沫感染等を防ぐこと。
- ⑧大きな発声をさせない環境を作ること。
- ⑨マイク、用具等、複数の人が触れて使用する備品をはじめ、ドアノブなど手が触れる頻度が高い場所に対しては、その都度、消毒等を行うこと。
- ⑩会場の一部に大勢の人数が滞留しないよう注意すること。
- ⑪会場の入口等へ次の啓発チラシ等を掲示する、または参加者へ配布するなどの注意喚起を行うこと。

【参考チラシ】「3つの密を避けましょう」、「3つの密を避けるための手引き」

『「密閉」「密集」「密接」しない』、「手洗い」、「感染症対策」

「北海道ソーシャルディスタンス」

「北海道作成啓発素材（ピクトグラム）」

（3）会議等において参加者、関係者に感染が疑われる場合

- ①本人に了解を得て、速やかに別室へ隔離を行うこと。
- ②対応する職員等は、必ずマスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じること。
- ③感染が疑われる方が使用した部屋の換気を行うこと。
- ④会議等の担当職員は保健所へ連絡し、医療機関への搬送、消毒や濃厚接触者調査等の指示を受けること。
- ⑤後日、調査等が必要となる場合に備えて、感染が疑われる方と接触した職員等及び参加者等の氏名及び連絡先を把握しておくこと。

3. 市内関係団体等への依頼事項

深川市と行政上の関係を有する市内関係団体等におきましても、会議等を実施する際には、この取り扱いに準じた対応について、ご理解とご協力をいただくよう依頼します。